

市民税・県民税の申告は郵送で!

申告会場は例年大変混雑します。新型コロナウイルス感染拡大により申告会場を入场制限する場合がありますので、郵送での提出をお願いします。



確定申告のお知らせ



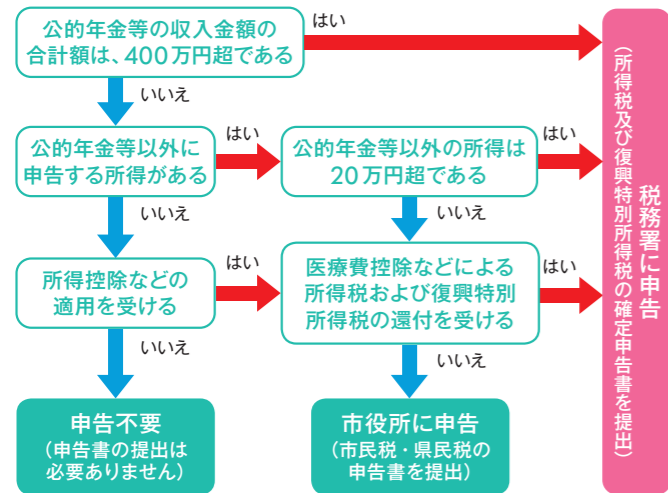
申告が必要な方

- 給与所得以外の所得(雑・不動産など)がある方
※公的年金等の申告は下のフローで確認できます
- 医療費控除など、年末調整で提出できなかった各種控除を受ける方
- 所得がなく、保育所入所や児童手当、保育料などに対する補助金を受給している方、市営住宅の家賃・国民健康保険税の額などの決定を受ける方、各種税証明を必要とする方
- 税法上の扶養親族になっている方で、扶養者が住民票上、別世帯の方

※西川口税務署に確定申告をした方は、市県民税の申告は不要です。西川口税務署以外の税務署に確定申告書を出した方は市民税課までご連絡ください
※勤務先から給与支払報告書が戸田市に提出されていない場合は、原則申告が必要になります

公的年金等の申告

下記を参照の上、税務署または市役所に申告してください



※上場株式等に係る繰越控除など、確定申告書等の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です

郵送での申告方法

「申告の手引き」を参照の上、申告書を作成し、**3月15日(水)**までに市役所へ郵送してください。

※令和4年度市民税・県民税申告書を出した方などに対し、2月上旬に令和5年度の市民税・県民税申告書を郵送します。勤務先から給与支払報告書が提出された方でも、自宅に市民税・県民税申告書が郵送されることがあります
※市民税・県民税の申告が必要な方で、市から申告書が届いていない方はお問い合わせください

提出物

- 収入の分かる書類
例：給与の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票など
- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書
- 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- 障害がある方は障害者手帳などの写し
- 学生は学生証などの写し
- 本人確認書類【マイナンバーカード、または通知カード+顔写真入り身分証明書(運転免許証など)】の写し

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請手続きをした方

- 寄附先から発行される領収書・受領証明書など
市民税・県民税申告書(確定申告書含む)を提出する場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請は無効となりますので、ふるさと納税分の寄附金控除も忘れずに申告ください。

医療費控除を受ける方

- 医療費控除の明細書
医療費控除の申告をする方は、事前に「医療費控除の明細書」を作成し、申告の際に提出してください。
領収書の提示・提出による申告はできません。

会場での申告方法

申告会場 市役所5階 大会議室
※2階正面入口をご利用ください
申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)
※土・日曜日、祝日を除く。ただし、3月5日(日)は受け付けます
受付時間 午前9時～午後4時

上記提出物のほか、以下2点をお持ちください。

- 確定申告で還付を受ける方は、申告者名義の口座番号などが分かるもの(通帳など)
 - 税務署からの申告案内のハガキ(受け取っている方のみ)
- ※e-Taxで確定申告予定の方で、ご自宅にパソコンなどの機器がない場合は、会場に設置している申告ブースの機器を利用できます
※市役所では、一部受け付けができない確定申告があります

新型コロナウイルス感染症に対する対策について

- 来場の際は、マスクの着用や会場での検温・消毒にご協力ください。
- 咳・発熱などの症状がある方、体調不良の方は入場をお断りする場合があります。
- 会場の混雑状況によっては、入场制限を行う場合があります。

問い合わせ 市民税課(内線249)

自宅から
スマホやパソコンでe-Tax!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から
申告書の作成・送信ができます!

「確定申告書等作成コーナー」なら、画面の案内に沿って入力するだけで自動計算されるため、ご自身で計算する必要がありません。

確定申告書等
作成コーナーはこちら



「自宅からのe-Tax」5つのメリット!

税務署への持参

不要



印刷・郵送代

不要



添付書類

不要



※一部の書類を除く

確定申告期間の利用可能時間

24時間いつでも



※メンテナンス時間を除く

還付金

早期還付



3週間程度で還付!
書面提出の場合は
1カ月～1カ月半程度で還付

確定申告などに関する問い合わせ

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ内の税務相談チャットボット「税務職員ふたば」にご相談ください。問い合わせ内容をメニューから選択または文字を入力すると、人工知能(AI)が自動でお答えします。



税務職員ふたば



ご相談はこちら

◆ 確定申告会場へ来場をする方へ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

開設期間(土・日曜日、祝日を除く)	申告会場	受付時間
2月16日(木)～3月15日(水) ※2月19日(日)、26日(日)は開設 ※この期間は、西川口税務署庁舎での申告相談はできません	SKIPシティ(埼玉県産業技術総合センター) 総合棟1階(A1街区)多目的ホール 川口市上青木3-12-18	午前9時～午後4時

確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※確定申告会場ではマスクを着用し、できるだけ少人数でお越しください
※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状のある方は入場できません
※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります

感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を2月15日(水)まで西川口税務署庁舎別館会議室で行っています。

SKIPシティ交通アクセス	問い合わせ 西川口税務署 048-253-4061 〒332-8654 川口市西川口4-6-18
JR京浜東北線: 川口駅(バス) 東口7～9番乗場、「川口市立高校」下車 JR京浜東北線: 西川口駅(バス) 東口5番乗場、「川口市立高校」下車	

税理士事務所による確定申告無料電話相談

と き 2月1日(水)～15日(水)、午前9時30分～午後4時
対 象 年金受給者の方、年の途中で退職した方、給与所得者で医療費控除などを受ける方
相談方法 電話による税務相談 ※対面による相談は行いません
予約方法 2月10日(金)までに関東信越税理士会西川口支部に電話予約または近くの税理士事務所に事前にご連絡ください
※内容によって有料となる場合があるため、事前に担当の税理士にご確認ください ※予約状況によっては受け付けできない場合があります

問い合わせ 各税理士事務所または関東信越税理士会西川口支部 048-255-6625